

京都市告示第 1 4 7号

地方自治法第 2 3 1 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで、次の者を指定代理納付者に指定し、市税の代理納付事務を委託します。

令和 3 年 5 月 3 1 日

京都市長 門川 大作

1 指定代理納付者の名称等

| 名称及び代表者 | 住所 |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 石塚 啓 | 東京都文京区本郷 3 丁目 3 3 番 5 号 |
| 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 浜川 一郎 | 東京都港区南青山 5 - 1 - 2 2 |

2 指定代理納付者による代理納付を認める市税の範囲

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

（市税事務所納税室）